

児童手当 「同居優先」による受給者変更について

児童手当は、原則として父母のうち所得の高い方（児童を養育する家計の主たる生計維持者）が受給資格者となりますが、父母が離婚前提、または離婚に伴い別居・世帯分離等をした場合は、児童と同居している父母いずれかに受給者変更を行うことができます。ただし、同居優先の適用にはそれぞれの場合の要件をすべて満たしている必要があります。

■ 離婚協議中の方の同居優先適用の要件 ■

- ①配偶者と住民票上の別居または世帯分離がされていること
- ②児童と申請予定者が同一世帯であること
- ③離婚協議中であることが客観的に証明できる書類（※1）いずれか1つが提出できること

（※1）離婚協議中であることが客観的に証明できる書類の例

- ・離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- ・調停期日呼び出し状の写し（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・家庭裁判所における事件係属証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・調停不成立証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・公的機関から発行された書類（離婚裁判に係る控訴状の副本など）
- ・弁護士などの第三者により作成された書類（弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など）など。

※上記の書類が用意できない場合、現在児童手当受給中の配偶者直筆の児童手当・特例給付受給事由消滅届を提出してください。

■ 離婚後の方の同居優先適用の要件 ■

- ①元配偶者と住民票上の別居または世帯分離がされていること
- ②児童と申請予定者が同一世帯であること
- ③離婚の事実を証明する書類（※2）を提出できること。

（※2）離婚届の受理証明書、離婚の記載のある戸籍謄本等。ただし、前述の書類を同時期に児童扶養手当の申請で提出する場合や、町が公簿等で確認できる場合は省略できます。

（裏面につづく）

■申請の時期について■

- ・前記の同居優先適用の要件をすべて満たしている場合、認定請求をすることができます。

【離婚協議中の場合】

- ・配偶者と別居・世帯分離をした日、または離婚協議中であることを明らかにできる書類に記載のある一番早い日付のうち、いずれか直近の日付の翌日から **15日以内**に申請してください。申請が遅れると手当を受給できない月が生じる場合があります。

【離婚の場合】

- ・元配偶者と別居・世帯分離をした日、または離婚日のいずれか直近の日付の翌日から **15日以内**に申請してください。申請が遅れると手当を受給できない月が生じる場合があります。

(例 1) 現受給者と同一の住所から 4 月 25 日付で転居、4 月 8 日付の調停期日呼び出し状の写しを添付し、4 月 28 日付で認定請求書を提出した場合

- ➔ 4 月分まで現受給者が受給、新規受給者は申請のあった翌月から手当を受給できるようになるため 5 月分から受給。

(例 2) 現受給者と同一の住所から 4 月 5 日付で転居、5 月 8 日付で離婚、5 月 10 日付で認定請求書を提出した場合

- ➔ 4 月分まで現受給者が受給、新規受給者は申請のあった翌月から手当を受給できるようになるため 6 月分から受給。この場合、5 月分はどなたも受給できません。

※別居監護申立書の提出があった場合、現受給者に 5 月分を支給できることがあります。

■認定までの流れ■

- ① 同居優先の要件が揃った後で認定請求を受付、②町で審査後、新規受給者宛に書面で支給開始月等を通知、③現受給者の手当は職権で消滅とし、現受給者宛手当消滅の旨の通知を送付します。

■注意事項■

- ・仕事の都合での単身赴任や、離婚協議に関係なく別居している場合は対象外です。
- ・DV 被害等でお悩みの方は、前記の要件を満たしていない場合でも受給者変更ができる場合がございますので別途ご相談ください。
- ・同居優先の手続きについて、市区町村によって手続き方法が異なる場合がございます。離婚前提で町外へ転出の際は、事前に必ず申請先の市区町村へ手続方法等をご確認ください。

■手続き場所・問い合わせ先■

寒川町役場 子育て支援課 子ども家庭担当 TEL:0467-74-1111 (内線 163)

月曜日から金曜日 午前 8:30～午後 5:15(祝日・休日・12月29日から1月3日を除く)